

(株) 宗谷岬牧場の肉牛生産基準

1. 宗谷岬牧場（以下牧場という）の肉牛生産の基本方針

- (1) 牧場は商品として、食品である肉牛を生産している。
- (2) 牧場は消費者と生産者の双方に利益をもたらす肉牛の生産を目指している。
- (3) 牧場は肉牛の安全性と美味しさを追求する事が、消費者と生産者の双方にとっての利益に繋がると考えている。
- (4) 牧場は生産する肉牛が安全で美味しくあるための努力を惜しまない。
- (5) 牧場は生産する肉牛が安全であるために、肉牛の食料となる飼料が安全であることを目指している。
- (6) 牧場は肉牛の基礎飼料となる牧草が肉牛にとって安全であるために、堆肥の草地への還元など循環型生産を目指している。
- (7) 牧場は牧草地の土壌を自然な状態に保つ事が、牧場周辺を含めた地域環境への負荷の最少化に不可欠であることを認識している。
- (8) 牧場は安全で美味しい肉牛の生産を追及する事が、地域環境を保全しつつ肉牛生産を持続し、地域産業との共生に不可欠な生産方向であり、消費者の支持を得られる経営方向である事を認識している。
- (9) 牧場は肉牛と肉牛の飼料の安全性と美味しさを追求する事が、生産者と消費者双方の利益に繋がる事を確信し、そのための生産基準を設定する。
- (10) 牧場は、肉牛の生産に関する情報を消費者に開示する事は生産者の義務であり、情報を求めることは消費者の権利であると認識する。

2. 牧場の肉牛生産基準

(1) 飼育管理及び飼育環境

- ①全ての牛は繋留せずに飼育する。 衛生検査又は疾病治療牛の一時的繋留は必要である。
- ②繁殖牛の一部を除き、飼育牛は原則として屋内で管理し、1頭当り床面積は次のとおりとする。
 - ・ 哺育期（0～6月齢）…1㎡以上
 - ・ 育成期（7～16月齢）…2㎡以上
 - ・ 肥育期（17月齢以上）…5㎡以上
- ③全ての畜舎は採光窓と換気口を備え、且つ十分な横臥面積を確保する。
- ④全ての畜舎の床には天然産敷料及び発酵堆肥（リサイクル）などを施用し、牛体を保全する。但し、床面にゴムマット等で安楽性を保てる場合、敷料を施用しないことがある。
- ⑤全ての畜舎には収容牛が全頭飽食出来る十分な容量の飼槽を設置する。
また、飼槽内は毎日点検し、異物や不良残餌は除去する。
- ⑥繁殖牛には、十分な牧草地を用意し、可能な限り放牧を行う。
 - ・ 繁殖牛（親仔含む） 春～秋季間全般
 - ・ 育成牛 繁殖用育成牛の一部は放牧する

・種雄牛

春～秋季間全般

⑦全ての牛は常時、全ての飼育場所において上水道水及び井戸水を給与する。

放牧地内、畜舎内を問わず使用中の飲水槽は適時点検し、水槽内の残渣は適宜除去して清潔、且つ新鮮な飲料水を給与する。

⑧伝染性疾病を予防するため、居住環境及び関連する施設、設備、機械などは、殺菌・消毒を徹底する。

⑨宗谷牧場では農薬、除草剤は使用しない。また、天塩牧場等においてもその使用量は最小限に止める。

(2) 肉牛の品種及び繁殖

①農場で飼育する肉牛は、地域適応性や地域内酪農との補完を考慮して選定し、以下の品種とする。

・黒毛和種

・黒毛和種と乳用種の交雑種

・黒毛和種と交雑種の交雑種

②農場内で飼育する牛の繁殖方法は、原則として人工授精又は自然交配とするが、必要に応じ受精卵移植の技術を採用する事がある。

③分娩時期を同調させる場合、ホルモン剤を投与した雌牛の発情同期化による人工授精及び受精卵移植を行う事を容認する。その場合はその使用を記録する。

(3) 導入家畜

①牧場外部からの肥育向け子牛（素牛）の導入は、原則として生後1月齢以内とする。導入先を確認し、生産農家及び導入子牛に関する情報は求めに応じて公開するが、この際は関係する法令を優先する。

②生後1月齢以上であっても概ね10月齢以下に限り、出生証明（生年月日、父母名、繁殖者を明記）、給与飼料証明が整備された素牛について導入することができる。導入にあたっての手順は前項に準ずる。

③導入牛は防疫の観点から原則として家畜生体市場からの購入はしない。但し、出生証明（生年月日、父母名、繁殖者）、給与飼料等が飼養者により証明された個体で、導入後概ね1ヶ月間隔離し、健康状態を確認することが出来る場合は購入する。なお、導入後は、自家生産子牛と同一の飼育基準或いは、黒毛和種については、別に定めた飼育基準の下で飼養される。

④宗谷岬牧場における飼育頭数に限りがあることから、天塩牧場、産土牧場においても肥育生産を行う。

(4) 生体への物理的措置

①雄子牛は概ね生後4月齢以内に観血法により去勢する。

②有角子牛は概ね生後4月齢以内に除角する。

③種雄牛のみ鼻輪を装着する。

④個体識別用耳標識を装着する。

(5) 肉牛の栄養

- ①使用する基礎飼料の乾草類は牧場内産を主体とする。輸入牧草、稲藁、麦稈は必要に応じ使用する。輸入牧草の使用割合は乾物換算で全粗飼料の50%以内とする。
- ②粗飼料の栽培には農薬類、除草剤類、化学合成肥料類の使用は最小限に止める。
- ③牧草は放牧地での生草、乾草及びサイレージとして給与する。
- ④使用する肉牛肥育用濃厚飼料（配合飼料）は別添飼料成分表の通りである。
- ⑤食品の副産物等のリサイクル利用としてビール粕、ビール酵母、ビートパルプ、ふすま等の単味飼料を使用する場合がある。
- ⑥全ての飼料について名称、成分、購入先、製造者を公開する。
- ⑦哺育期の栄養は、母牛による自然哺乳又は、代用乳又は、双方の併用により充足させる。

(6) 肉牛の糞尿の取り扱い

- ①場内で産出される飼育肉牛の糞尿は、牧草地の肥培に不可欠な有機肥料として場内で活用する。
- ②畜舎内で排泄される糞尿は敷料に混入吸着させ、原則として場内の堆肥場で発酵させ、牧草地に散布又は鋤き込む。堆肥施用量は施用対象草地の草勢や土壌分析結果を参考に決定する。

(7) 動物医薬品の使用

- ①飼育牛の健康の維持に関して、動物医薬品の使用の最少化に努める。
- ②使用する動物医薬品の種類、用途、使用基準を定める
- ③合成成長促進剤類は使用しない。又、合成抗菌剤類は概ね17ヶ月齢以上（肥育期）の肥育仕向け牛には使用しない。
- ④伝染性疾病対策として、プログラムに基づくワクチン接種を行う。
- ⑤個体別治療、投薬記録を作成・保管する。
- ⑥獣医師の指導による飼育肉牛の健康管理と、適切な動物医薬品の使用管理に努める。

(8) 輸送及びと畜

- ①肉牛は以下の方法でと畜場に輸送する。
 - ・と畜場：牛の輸送ストレスが抑制できる施設。
 - ・輸送車両：床に敷料を用いた十分な収容能力のある家畜運搬専用車両。
 - ・輸送前処理：牛体の付着汚物の除去、体重測定、個体検査
 - ・輸送中の措置：鎮静剤や強壯剤等の投与はしない。
 - ・輸送後の措置：清潔且つ十分な面積の待機場で輸送疲労をできるだけ回復させる。

3. 名称（銘柄）の使用

名称は以下の基準により関係者が書面合意の上で使用する。

関係者の範囲

- ・生産管理者：牧場
- ・生産指導：全農、ホクレン
- ・販売管理者：JA全農ミートフーズ(株)、百貨店、量販店等取引業者

(1) 宗谷黒牛・宗谷岬和牛

この生産基準に従って生産された2の(2)に示した、黒毛和種、交雑種肥育牛等は「宗谷黒牛、宗谷岬和牛」の名称を使用する事ができる。この場合の肥育牛とは去勢牛、未経産牛、概ね36月齢以下の経産牛でこの肥育体系に基づき飼育されたものをいう。

4. 生産情報の開示

(1) ホームページで常時開示する情報

- ・牧場の生産理念等、経営の基本方針
- ・牧場の概要（飼育頭数、出荷頭数等）

(2) 開示情報の根拠資料等の保管期間

- ・開示情報の根拠資料・データは3年間保管するものとし、前項関係者の求めに応じて逐次開示する。

5. 前記2～4に定めのない事項については、関係者で都度協議のうえ決定する。

以上

作成年月日	平成19年7月15日
作成者	阿部忠男
改訂年月日	平成19年10月1日
改訂年月日	平成21年8月5日
改訂年月日	平成22年8月4日
改訂年月日	平成22年12月22日
改訂年月日	平成23年10月1日
改訂年月日	平成24年9月3日
改訂年月日	平成24年11月16日
改訂年月日	平成25年10月10日
改訂年月日	平成26年11月1日